

2021 年度

川崎市市内事業者エコ化支援補助金

申請の手引き

川崎市環境局地球環境推進室

2021 年 4 月 1 日制定

この手順書は、補助金の申請から交付までの事務手続きをまとめたものです。



エコちゃんず：

「CC（カーボン・チャレンジ）かわさき」の基本理念「環境と経済の好循環」
を表現するキャラクター

目次

1. はじめに	2
2. 補助金の交付対象となる事業者	2
3. 補助対象事業および補助金額等について	2
4. 補助対象経費について	4
5. 市内中小企業者への優先発注及び見積りについて	4
6. 補助金の募集期間について	5
7. 補助金の申請から交付までの流れについて	5
8. 事務手続きの代行について	6
9. 申請する際の提出書類について	6
10. 工事計画を変更した場合、または中止した場合	8
11. 設置完了届の提出について	8
12. 完了検査について	9
13. 補助金の交付について	9
14. 設置後の設備の管理・処分について	9
15. 申請書類の記入例	10
16. 書類の提出先・お問い合わせ等	12
17. よくあるご質問と回答	13
18. 改定履歴	16

1. はじめに

川崎市市内事業者エコ化支援補助金は、中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー源利用設備および省エネルギー型設備の導入に対し、補助金を交付することにより、中小規模事業者における地球温暖化対策を推進し、併せて中小規模事業者の振興育成を図るためのものです。

2. 補助金の交付対象となる事業者

前提となる要件 川崎市地球温暖化対策推進条例に定める「中小規模事業者」

- 令和2年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満であり、令和3年3月31日時点での自動車所有台数が100台未満であること等の条件を満たす事業者が該当します。

上記に加え、次の(1)～(4)のいずれかに該当する市内に事業所を有する事業者、または市内に事業所を新設する事業者が対象です。

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす中小企業者

ア 中小企業基本法に定める中小企業者

- 業種ごとに、資本金の額や従業員数が一定規模以下の事業者が該当します。
- 詳細な条件等については、中小企業庁のホームページなどをご確認ください。

FAQ「中小企業の定義について」(中小企業庁ホームページ)

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

イ 中小企業信用保険法に基づく保険対象業種を主たる事業とする中小企業者

- 金融業、射倖的娯楽業、遊興的飲食業、農林漁業(一部を除く)などの業種は対象外になります。

(2) 私立学校法に規定する学校法人で、常時使用する従業員の数が100人以下の法人

(3) 医療法に規定する医療法人で、常時使用する従業員の数300人以下の法人

(4) 社会福祉法に規定する社会福祉法人で、常時使用する従業員の数100人以下の法人

ただし、次の場合は、補助対象外となります。

- 大企業が実質的に経営に参画している事業者(発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているなど)
- 市税の滞納がある事業者

3. 補助対象事業および補助金額等について

補助の対象となる事業、補助金額等は表1の通りです。なお、算定した補助金の1万円未満の額は、切捨てします。

表 1 補助対象事業

	設備	対象事業者	補助金額	省エネルギー診断
1 再生可能エネルギー源利用設備	(1) 太陽光発電設備※1 (2) 太陽熱利用設備 (3) 風力発電設備 (4) 小水力発電設備 (5) 地中熱利用設備 (6) バイオマス利用設備 (7) (1)～(6)に示した発電設備と連携して導入する蓄電池及びV2H	●中小企業者 ●学校法人 ●医療法人 ●社会福祉法人	補助対象経費の 1/4 (上限 200 万円)	任意
2 省エネルギー型設備	(1) 空気調和設備 (2) 照明設備 (配線工事等を伴うもの) (3) 燃焼設備 (4) 業務用燃料電池 (5) (1)と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等	●中小企業者	補助対象経費の 1/5 (上限 150 万円) ※2	(1)、(3)、 (4)、(5) は必須。 (2)は任意。
3 上記1又は2と併せて導入する「エネルギー管理装置 (EMS装置)」				

※1 50kW未満。ただし、10kW以上は自家消費型のみ対象

※2 低CO2川崎ブランド認定から3年度以内の製品導入の場合は1/4、上限200万円

また、補助対象事業は以下に該当する必要があります。

- (1) 補助対象事業者が事業を営む市内の事業所で実施すること。
- (2) 表1の2(1)～(3)の設備を導入する場合は、既設設備(故障中のものを除く)を更新する事業で、導入設備が既設設備の使用用途と同じであること。
- (3) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果が定量的に把握できること。
- (4) 導入設備の設置工事を伴うこと。
- (5) 補助対象経費が50万円以上であること。
- (6) 補助対象事業者自らが費用負担を行い、当該年度の3月15日(休日である場合はその翌日)までに工事及び支払等が完了すること。
- (7) 次のいずれにも該当しない事業
 - ア 事業所のうち居住用途及び居住用途との兼用部分における設備の導入
 - イ 中古設備の導入
 - ウ リース契約による設備の導入
 - エ 兼用設備(補助対象の区分が明確にできない設備)等の導入
 - オ 交付申請を行う補助対象事業と同一の事業について、既に川崎市の助成制度による助成を受けている、又は採択が決定している事業
- (8) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく判断基準(グリーン購入法調達基準)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく性能の向上に関する製造事業者等の判断基準(トップランナー基準)に定めがある設備については、いずれかの基準を満たす設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備であること

4. 補助対象経費について

補助対象経費は、補助対象事業を実施するための必要経費から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除した額になります。

また、必要経費は、対象設備の購入及び設置工事に関する費用を対象としますが、購入及び設置工事にあたり申請者が要した調査費や事務費、既設設備の処分費、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料(銀行振込手数料等)は補助対象外とします。

5. 市内中小企業者への優先発注及び見積りについて

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。

今年度から、新たな取組として、補助事業者等についても補助金等交付事業を実施するにあたり、本市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行い、市内中小企業者の受注機会の増大に取り組んでいくこととしました。

当補助金等交付事業の市内中小企業者への優先発注の対象及び内容は次の通りです。

(1) 市内中小企業者への優先発注の努力義務

補助金の額が1,000,000円以下で、かつ補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注等を行う場合は、次の要件を全て満たすようにしてください。

- ア 少なくとも1者は市内中小企業者から見積書を徴収するよう努めてください。
- イ 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴収し競争に付すことにより、最安の見積書を提示した業者と契約し工事を実施してください。

(2) 市内中小企業者への優先発注の義務

補助金の額が1,000,000円を超え、かつ補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注等を行う場合において、次の要件を全て満たすようにしてください。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではありません。

- ア 2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行ってください。
- イ 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴収し競争に付すことにより、最安の見積書を提示した業者と契約し工事を実施してください。

※複数業者から見積書を徴収し比較するにあたり、見積書の作成に関しては、次の点にご留意ください。

- 作成する見積書には、補助対象経費と、補助対象外の経費が明確に分かるように記載してください。補助対象と補助対象外の経費が明確に分けられていない項目については、すべて補助対象外になりますのでご注意ください。
- 複数の設備(照明と空調など)を更新する場合で、同一業者に見積を依頼するときであっても、見積書は設備ごと分けて徴収してください。
- 原則として、値引きの項目は記載しないでください(値引きする場合は、値引きした後の金額を記載してください)。

- 補助対象経費となる箇所については、できる限り「一式」計上を避けて内訳詳細を示してください。

6. 補助金の募集期間について

エコ化支援補助金の募集は、次の募集期間において通年で行っております。
また、予算の上限に達した場合は、先着順で募集の受付を終了いたします。
工事着工可能日及び完了届提出期限にご注意ください。

【募集期間（申請書提出期間）】 令和3年4月12日～令和4年1月14日

【工事着工可能日】 交付決定通知日以後

【完了届提出期限】 令和4年3月15日

7. 補助金の申請から交付までの流れについて

(1) 事前相談票（エコ化支援・省エネルギー診断）の提出

補助金の申請を希望する場合は、申請書の提出前に必ず事前相談票を提出してください。事前相談票をご提出いただけない場合、補助金の申請ができませんのでご注意ください。

【Web 申し込みの方】 事前相談票（補助金・省エネルギー診断）申し込みフォーム

https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4597

【持参、FAXの方】 ホームページ上に掲載している「事前相談票（補助金・省エネルギー診断）申し込み用紙」をご使用ください。

(2) 省エネルギー診断の受診

空調設備、燃焼設備、業務用燃料電池を導入する場合には、エコ化支援補助金を申請する年度末までに省エネルギー診断を受診し、報告書を受領する必要があります（受診してから報告書を受領するまで約1ヶ月を要しますので、2月末までに必ず受診してください。）。

令和元年度（2019年度）以降に省エネルギー診断を受診し、報告書を受領している場合は、改めて省エネ診断を受診する必要はありません。

※ 省エネルギー診断は、下記(7)の支払い前までに受診してください。

(3) 交付申請書の提出

上記募集期間中に、申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、不備の無い状態で下記まで提出（持参又は郵送）してください。工事着手後に申請した場合は補助の対象外となります。

書類提出先（窓口へお越しの際は、事前にご連絡をお願いします。）

川崎市環境局地球環境推進室（川崎市役所第3庁舎17階）

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3873

※ 申請書の書き方や添付書類について相談される場合は、上記窓口で対応いたしますので、事前にご連絡のうえ、市役所までお越しいただくか、お電話でお問合せください。

(4) 補助金の交付決定および工事着工

申請書の書類審査が完了し補助金の交付が決定したら、申請者宛てに「補助金交付決定通知書」を送付します。

工事は、「工事着工可能日」（交付決定通知日）以降に着工してください。

また、申請した内容に変更がある場合は、「変更（中止）申請書（第4号様式）」を提出してください。

(5) 完了届の提出

設置工事の完了（工事または支払い）から30日以内に、事業完了届（第7号様式）に必要書類を添付し、速やかに提出してください。最終的な提出期限は2022年3月15日です。

(6) 完了検査および補助金の交付確定

完了届の提出後、市の職員が申請通りに事業が完了しているかを現地で確認いたします。

その後、書類審査が完了したら、申請者宛てに「確定通知書」を送付します。

(7) 支払い手続き・補助金の振り込み

補助金の交付が確定したら、申請者名義の口座に補助金を振り込みします。あらかじめ「請求書・支払金口座振替依頼書」にご記入頂いた指定の口座に、請求書・支払金口座振替依頼書のご提出からおおむね約30日程度で振り込まれます。

なお、振り込みを完了した旨の通知等は行っていないので、通帳等でご確認をお願いします。

8. 事務手続きの代行について

補助金を申請する方は、事務手続きを第三者（販売業者など）に代行させることができます。手続を代行させる場合、事務代行届（第10号様式）に必要事項を記載した上で、申請書と同時に提出してください。

9. 申請する際の提出書類について

(1) 補助金の交付申請に必要な書類と注意事項について

募集期間（申請書提出期間）内に、下記の書類を提出（持参又は郵送）してください。

申請書は10ページ以降の15.の記載例を参考にして間違いのないように記載してください。間違えた場合は2重線で訂正し、訂正印を押してください。

提出前に、作成した書類一式のコピーをとり、控えとしてお手元に保管してください（書類の内容について電話等で確認させて頂く場合があります）。

■補助金の交付申請に必要な書類一覧

1 川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書（第1号様式）

- 10ページ以降の15.の記入例を参考にして、誤記や不備のないように記入してください。

2 添付書類

(1) 補助対象事業概要・計画書

●ホームページに掲載している記入例を参考にして、「いつ」「どこに」「何を」「いくつ」導入するのかが分かるよう、次の内容を記載した資料を添付してください。

- ・工事の内容（実施する工事の概要等）
- ・工事の工程（業者提示の工程表等）

(2) 補助対象事業者が営む事業がわかる資料（会社案内のパンフレット等）

●会社案内のパンフレット等、補助対象事業者が営む事業の概要がわかる資料を添付してください。

(3) 事業所案内図

(4) 補助対象経費計算書

●ホームページに掲載している記入例を参考にして、「補助対象経費総額」の内訳を記載した資料を添付してください。（見積書内訳のうち、どの項目についての金額を合計しているかがわかるように作成してください。）

●消費税額や処分費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

(5) 見積書等の写し（複数業者から徴取した見積書すべて）

●4ページの5.参照。

(6) 市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）

●補助金額が100万円を超える場合で、見積り依頼業者が、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市競争入札参加資格名簿」に登録がない場合に添付してください。

(7) 見積りが行えないことに係る理由書（第3号様式）

●補助金額が100万円を超える場合で、2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に添付してください。

(8) 導入設備の仕様がわかる資料

●型番及び仕様（定格消費電力等）がわかるカタログや仕様書などの資料を添付してください。

(9) 既設設備の仕様がわかる資料

●型番及び仕様（定格消費電力等）がわかるカタログや仕様書などの資料を添付してください。

(10) 建築図面（配置図、平面図等）

●補助対象事業の工事箇所が分かる資料を添付してください。平面図等に設備の導入予定箇所を凡例等を用いて図示する等により作成してください。Word等で作成した簡易的な図面でも構いません。

●なお、蓄電池やV2Hを導入される場合は、再生可能エネルギー源利用設備との連携が確認できる図面を添付してください。

(11) 導入設備の設置予定場所の写真（申請書の提出前3箇月以内のもの）

●工事が行われたことを確認するため、工事の前後（申請書提出時及び完了届提出時）において、同じアングルから撮った写真を提出してください。

(12) 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料

●ホームページに掲載している記入例を参考にして、事業を実施することによる二酸化炭素削減効果を示した資料を作成してください。計算式などを示し、設置前及び設置後の二酸化炭素排出量の算定根拠が分かる資料としてください。

なお、電力に係る排出係数は、「0.000475 t-CO2/kWh」を使用してください。

(13) 【法人の場合】法人の履歴事項全部証明書（申請書の提出前3箇月以内のもの）

【個人事業主の場合】確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類）

●申請者が中小企業者に該当することを確認するため、提出していただきます。

個人事業主の方は、「確定申告書の写し」や「個人事業税の納税証明書」等を提出してください。

- (14) 納税証明書（法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税（個人）の納税証明。申請書の提出前3箇月以内のもの）
- (15) 建物に係る全部事項証明書（申請書の提出前3箇月以内のもの）
 ●建物所有者や非住宅であることを確認するため、提出していただきます。土地の証明書は必要ありません。
- (16) 役員等氏名一覧表
 ●ホームページに掲載している所定の様式にてご提出をお願いします。暴力団員の有無について、神奈川県警察本部へ照会することへの同意書となります。
- (17) 建物所有者の承諾及び実施事業に係る設備の管理運営責任者を確認できるもの（申請者以外の方が所有する建物において当該事業を実施する場合）
 ●ホームページに掲載している記入例を参考にして、次の2点が分かる資料を添付してください。
 ・当該建物において事業を行うことを、建物所有者が承諾している。
 ・導入する設備の管理運営責任者が、申請者であること。
- (18) 申請者の常時使用する従業員の数を確認できる書面（学校法人、医療法人、社会福祉法人の場合）
 ●従業員の数が確認できる資料を添付してください。
- (19) 【代行事業者が事務手続きを行う場合】事務代行届（第10号様式）
 ●補助金申請に係る手続きを代行させる場合は、事務代行届を提出してください。
- (20) その他市長が必要と認める書類
 ●上記提出資料で事業内容が確認できない場合等に、追加で書類等をご提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

10. 工事計画を変更した場合、または中止した場合

申請した事業について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに変更（中止）申請書（第4号様式）を提出してください。ただし、次の変更については、完了届の提出の際に併せて提出して頂いて構いません。

- ・補助金の額が変わらない変更
- ・その他市長が認める軽微な変更

11. 設置完了届の提出について

(1) 完了届に必要な書類と注意事項について

- 1 川崎市市内事業者エコ化支援補助金事業完了届（第7号様式）
 ●事業内容に変更が無い場合は、申請書と同一の内容を誤記や不備のないように記入してください。
- 2 添付書類
 - (1) 補助対象経費計算書
 ●事業内容に変更が無い場合は、申請書と同一の内容のものを添付してください。
 - (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
 ●契約書、または注文書・注文請書等、工事契約が確認できる書類を添付してください。

- (3) 領収書等の写し（補助対象事業者が補助対象事業に係る費用を負担したことを証する書類）、及びその内訳を示す書面
 - 内訳書は、請求書または見積書等を添付してください。
- (4) 工事完成図面
- (5) 工事完成写真
- (6) 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料
 - 事業内容に変更が無い場合は、申請書と同一の内容のものを添付してください。
- (7) 発注実績報告書（第8号様式）
 - 補助金額が100万円を超える場合は添付してください。
- (8) その他市長が必要と認める書類
 - 上記提出資料で事業内容が確認できない場合等に、追加で書類等をご提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

12. 完了検査について

完了届の受け付け後、市職員が事業所に伺い、設備等の設置状況について検査いたします。検査は30分～1時間程度で終了します。

13. 補助金の交付について

6ページの(7)参照。

14. 設置後の設備の管理・処分について

(1) 導入した設備の管理義務について

補助金の交付を受けた事業者は、導入した設備を法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間）の間、善良なる管理者の注意をもって管理し、当該事業所にて使用してください。

(2) 導入した設備を処分する場合について

補助金の交付を受けた事業者は、法定耐用年数の期間内に当該設備を処分する場合は、処分前に処分承認申請書（第11号様式）を提出してください。

(3) 補助金の返還について

補助金の交付を受けた事業者が、導入した設備を処分した場合、または交付要綱に違反した場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求する場合があります。

15. 申請書類の記入例

(1) 交付申請書（第1号様式）

第1号様式

〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書

(あて先) 川崎市長

本社所在地（履歴事項全部証明書に記載されている住所）を記入

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇〇〇

代表者の職名・氏名を記入

名称 〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業実施事業所名	〇〇〇〇株式会社 川崎事業所			
補助事業実施事業所住所	川崎市〇〇区〇〇町〇〇〇〇			
実施事業（導入設備）	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー源利用設備 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 小水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> バイオマス利用設備 <input type="checkbox"/> 上記に示した発電設備と併せて導入する蓄電池、V2H <input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー型設備 <input type="checkbox"/> 空気調和設備 <input checked="" type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 燃焼設備 <input type="checkbox"/> 業務用燃料電池 <input type="checkbox"/> 空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等 <input type="checkbox"/> 上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置			
補助対象経費総額	3,506,000円			
補助金申請額	700,000円（1万円未満切捨て）			
二酸化炭素排出量削減効果	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> t-CO ₂ /年（小数第1位未満切捨て）	1	1	2
1	1	2		

同意事項

私は、下記の1から5の内容に同意した上で、本申請を行います。

- 1 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。
- 2 本補助金交付要綱第3条（詳細は裏面）に該当する事業者です。
- 3 暴力団又は暴力団員ではありません。役員又は役員と同等の責任を有する者の中に暴力団員に該当する者はいません。
- 4 市税の滞納が判明した際には交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。
- 5 期限内に完了届を提出できない場合は、交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。

代表者氏名 〇〇 〇〇 (※)

(※署名をしてください。)

(補助事業に係る情報) (□は、該当するものに☑をしてください)

国・県補助金等の申請状況	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (補助制度の名称: _____) (補助事業に係る総事業費: _____ 円) (補助対象経費: _____ 円) (補助金申請額: _____ 円)
工事施工予定期間	〇〇年11月15日 ~ 〇〇年11月16日
工事施工予定業者	名称 <u>〇〇市〇〇区〇〇町〇〇〇〇</u> 所在地 <u>株式会社〇〇</u> 電話番号 <u>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</u>
申請手続事務の代行	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (会社名: <u>株式会社 〇〇〇〇</u>) ※ 第10号様式を提出してください。
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について(対象業種)	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 中小企業者 ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 イ 中小企業信用保険法に基づく保険対象業種に属する事業を主たる事業とする中小企業者 ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有していない事業者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者 <input type="checkbox"/> 学校法人 ア 私立学校法に規定する学校法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以下 <input type="checkbox"/> 医療法人 ア 医療法に規定する医療法人 イ 常時使用する従業員の数が300人以下 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 ア 社会福祉法に規定する社会福祉法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以下
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について(役員及び市税)	次に掲げる全ての要件を満たすことを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない <input checked="" type="checkbox"/> 市税の滞納がない
川崎市地球温暖化対策推進条例に定める「中小規模事業者」への該当について	<input checked="" type="checkbox"/> 川崎市内に設置している全事業所の令和2年度における原油換算エネルギー使用量合計は、1,500キロリットル未満であることを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動に用いる自動車のうち、川崎市内に使用の本拠を有するものは、令和3年3月31日時点において100台未満であることを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 川崎市内に設置している事業所のCO2排出量は、いずれの物質についても、100トン未満であることを確認しました。

対象業種に該当することを確認のうえチェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

各項目について確認ができましたら、チェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

各項目について確認ができましたら、チェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

16. 書類の提出先・お問い合わせ等

(1) 提出先

川崎市環境局地球環境推進室（川崎市役所第3庁舎17階）

住所：〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3873 FAX：044-200-3921

E-mail：30tisui@city.kawasaki.jp

(2) 窓口での受付時間

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日は休み）

午前 9時～11時45分

午後 1時～4時45分

(3) 市役所第3庁舎案内図



17. よくあるご質問と回答

補助対象事業者について

- Q 1 組合（中小企業等協同組合法に基づく組合、農業協同組合 等）も補助対象事業者に該当しますか。
A 1 補助対象事業者に該当しません。また、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される法人のうち補助の対象となるのは、「学校法人」、「社会福祉法人」および「医療法人」のみとなります。

省エネルギー診断について

- Q 2 省エネルギー診断とは何ですか。
A 2 エネルギー管理士の資格等を持つ専門家が、工場やオフィスに伺い、省エネに係る具体的な改善事項の提案や、改善に必要な費用と回収期間の試算などを行い、貴社に最適な省エネ対策を提案するものです。
- Q 3 省エネルギー診断の受診は必須ですか。
A 3 空調設備、燃焼設備、業務用燃料電池を導入する場合、補助金を申請する年度末までに省エネルギー診断を受診し、報告書を受領している必要があります。

補助対象事業について

- Q 4 市内事業者であれば（市内に事業所を有していれば）、市外の事業所で実施する事業でも補助の対象になりますか。
A 4 補助の対象になりません。あくまで、市内の事業所で実施する事業が補助の対象になります。
- Q 5 新築の事業所にLED照明を導入する場合、補助の対象になりますか。
A 5 補助の対象になりません。照明や空調などの省エネルギー型設備を導入する場合、既築の事業所で使用している設備を更新する事業が補助の対象になります。ただし、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー源利用設備等については、新築の事業所であっても補助の対象になります。
- Q 6 蛍光灯からLED照明に更新する際、更新後も既存の灯具を使用したいのですが、補助の対象になりますか。
A 6 蛍光灯安定器を切り離す配線工事等を伴う場合のみ補助の対象になります。配線工事が不要で、光源のみを交換する場合は補助の対象になりません。
- Q 7 住宅用マンションの共用部の蛍光灯をLED照明に更新する場合、補助の対象になりますか。
A 7 居住用途や居住用途との兼用部分における設備の導入については、エコ化支援補助金の補助の対象になりませんが、条件によっては住宅用のスマートハウス補助金の対象となる可能性があります。スマートハウス補助金の詳細については、下記を参照ください。
<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000075599.html>
- Q 8 2階から上が住宅になっているマンションの1階に事業所があるのですが、そこで実施する事業は補助の対象になりますか。
A 8 住宅と事業所が混在する建物のうち、事業所の専有部分に導入する設備については、補助の対象になります。
- Q 9 リースにより設備を導入する場合、補助の対象になりますか。

- A 9 補助の対象になりません。また、中古設備の導入なども補助の対象になりません。
- Q10 他の助成制度（補助金等）と併用することはできますか。
- A10 川崎市の他の助成制度との併用はできませんが、国・県等の助成制度との併用は可能です。（併用する場合は、国・県等の助成制度においても併用が認められている必要があります。）
- Q11 導入する設備について、メーカーや型番に関する指定はありますか。
- A11 指定はありません。
- Q12 既に設置が完了しているものや、工事に着手しているものについて、補助の対象になりますか。
- A12 補助の対象になりません。工事着工可能日（交付決定通知日）以降に着工してください。
- Q13 いつまでに工事完了すれば良いですか。
- A13 令和4年3月15日（火）までに、工事だけではなく、支払等も含めた事業が完了し、完了届が受理される必要があります。
- Q14 補助対象経費がいくら以上の事業が補助の対象になりますか。
- A14 50万円以上の事業が補助の対象になります。
- Q15 蓄電池やV2Hを単体で導入しても補助の対象になりますか。
- A15 単体での導入は補助の対象になりません。太陽光発電設備等の再生可能エネルギー源利用設備と連携して導入する場合で、導入によりCO₂削減効果が見込まれる場合に限ります。
- Q16 V2Hとあわせて導入する電気自動車等の自動車も補助の対象になりますか。
- A16 補助の対象になりません。V2Hの設置に係る工事費のみを対象とし、設置に伴う高圧受変電設備設置工事費や、屋根・小屋等の新規設置工事、停電回避費、充電スペース造成費を除きます。

補助対象経費、補助金の額及び補助率について

- Q17 補助対象経費はどのように算定すればいいですか。
- A17 補助対象事業を実施するために必要な経費（以下「必要経費」という。）から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除して算定してください。
- Q18 必要経費には何が含まれますか。
- A18 対象設備の購入及び設置工事に関する費用を対象としますが、購入及び設置工事にあたり申請者が要した調査費や事務費、既設設備の処分費、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は補助対象外とします（既設設備の撤去費は含まれます）。
- Q19 低CO₂川崎ブランド認定製品には、どのような製品がありますか。
- A19 ホームページにおいて、低CO₂川崎ブランド認定製品を紹介していますので、下記リンク先をご確認ください。

低CO₂川崎ブランド ホームページ

<http://www.k-co2brand.com/brand/products/>

申請書類、申請手続きについて

Q20 「原油換算エネルギー使用量」を算定する期間はいつからいつまでですか。

A20 令和2年4月から令和3年3月まで（令和2年度）の期間になります。

18. 改定履歴

	改定日	改定内容
1	H31. 3. 26	・新規制定。
2	R2. 3. 26	・2020年度更新に伴う改定。
3	R3. 4. 1	・2021年度更新に伴う改定。